

公認会計士法と金融商品取引法との 整合性

——東芝の不正会計問題が残した課題——

児 嶋 隆

目 次

1. はじめに
2. 不正会計問題の概要
3. 金融商品取引法上の刑事責任
4. 刑事事件化の可能性
5. 刑事事件化のハードル
6. 証券取引法（金融商品取引法）と公認会計士法との整合性
7. 刑事事件化の容易な制度へ
8. 展望——結びに代えて

1. はじめに

株式会社東芝（以下、「東芝」という。）の不正会計事件で、新日本有限監査法人は、公認会計士法に基づき業務停止処分と課徴金納付命令を受けた。7名の公認会計士も業務停止処分を受けた。彼らは事実上監査に復帰することはできないことになり、職業会計人として厳しい処分となった。他方で、東芝経営者の刑事事件化については検察が躊躇していると報道された。

しかし、経営者の刑事責任を問えない事例で監査法人及び公認会計士に行政処分を科すことには違和感がある。それは、「公認会計士監査とは、

独立性の高い第三者による証明行為であり、事業活動そのものではない。監査意見の表明とは、箱根駅伝でいえば往路復路10区間の最終走者のようなものであり、彼の前を走る9名の走者が頑張っていないときに、アンカーの責任ばかり追及され、その責任追及が厳しいほど、他者の責任問題が等閑視される危険がある」(上村 [2016]) からである。

証券取引法(金融商品取引法)と公認会計士法は、ともに究極的には投資者の保護が目的である。したがって、現状では公認会計士法と金融商品取引法との間に執行上の不整合があるといわざるを得ない。経営者の刑事責任追及を検察官の裁量に委ねるのは、法治国家として不適切である。そこで、以下では、今回のようなケースでは経営者の刑事責任を問えるような制度の可能性を考える。

2. 不正会計問題の概要

(1) 不正会計の概要

不正会計の概要は以下のとおりである(金融庁 [2015], 東芝 [2015a] 16-39頁)。

① パソコン事業

正常な必要数量を超える部品を調達価格に利益を上乗せして外部委託製造会社に販売し(「バイセル取引」と呼ばれる。), その差額分を製造原価から減額した結果、製造原価が非常に低い水準に又はマイナスとなる異常値となった。

② 原価差額の調整

標準原価計算を採用する半導体事業の製造工程で発生する多額の原価差額の不正な調整による過大な利益が計上された。

③ 工事進行基準

工事進行基準の適用において工事原価総額を意図的に低く見積もること

により、工事利益を過大計上し、また受注損失引当金の計上をしなかった。

(2) 監査法人と公認会計士の業務停止処分の理由

業務停止処分は、東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した（公認会計士法第30条第2項、第34条の21第2項第2号）こと、及び当監査法人の運営が著しく不当と認められたことによる（金融庁 [2015]）。

(3) 監査における問題点

監査は以下に関して問題があったとされる（金融庁 [2015]、金融庁 [2016] 8頁）。

- ① 製造原価がマイナスとなる異常値を監査チームの担当者が認識したにもかかわらず、更なる検証や上司への連絡を行わなかった結果、必要な監査手続が実施されなかった。
- ② 製造工程における多額の原価の調整について企業側から説明を受け、一方の工程の仕訳について確認しながら、当然必要となるもう一方の工程の仕訳が当然行われているものと勝手に思い込み、確認を怠った。また、臨時的標準原価改訂により発生した架空の原価差額の不正な調整により過大な利益が計上されたが、その確認を怠った。
- ③ 工事進行基準が適用される事案について、工事進行基準売上や受注工事損失引当金を特別な検討を必要とするリスクとして識別したにもかかわらず、東芝の説明を鵜呑みにして、経営者が使用した重要な仮定の合理性や見積りの不確実性に関して当然行うべき検証を行わなかった。

①は、分析の手続で簡単にわかったはずである。また、そもそも有償支給は、無償支給の場合に行わなければならない「棚卸し」と「公認会計

士の監査（立会）」を避けるためであると、筆者は公認会計士業界に入った当初に教わった。したがって、購入価格の何倍になるのは「異常」であるのはあたりまえである。

②は、公認会計士試験の受験勉強から40年も経った筆者ではスキームを理解するのに時間がかかったが、受験準備中の学生に示したら、簡単に理解できるようである。したがって、仮に関与社員クラスの理解が不足していたのであれば品質管理を含む組織の問題であろう。③についてはコメントの余地はない。

しかし、本稿では「監査の不備」についてはこれ以上言及しない。

3. 金融商品取引法上の刑事責任

(1) 金融商品取引法第197条

金融商品取引法第197条は以下のように規定している。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ……有価証券報告書若しくはその訂正報告書であって、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

虚偽記載有価証券報告書提出罪は、「投資家大衆に公開される基本的な文書である有価証券届出書、有価証券報告書について、虚偽記載があれば社会に与える影響は極めて大であるところから、証券取引法上最も重い刑により処罰することとしたものである」（馬場 [1986] 268頁）。「刑罰規定を置く目的は、刑事罰の威嚇によって違反行為を抑止することにある」（近藤他 [2009] 56頁）とされる。

(2) 刑法第38条

刑法第38条1項は、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と規定し、犯罪の成立には原則として故意が必要であり、この規定も同法第8条「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。」により証券取引法（金融商品取引法）に適用される（馬場 [1986] 257頁、下線は筆者追加）。

(3) 検察側の躊躇

新聞記事によれば、金融商品取引法上の経営者の刑事責任に関しては、証券取引等監視委員会は金融商品取引法第226条に基づく刑事告発の意向を持っているが、検察側が刑事事件化を躊躇していると伝えられている。検察側の躊躇の理由は以下のように要約できる（『日本経済新聞』2016年8月16日朝刊，2016年12月9日朝刊）

- ・ 1(1)① パソコン事業の取引自体は架空でなく、バイセル取引は他メーカーも行っている。禁止する明確なルールもない。
- ・ 東京地検特捜部が1999年に摘発した長銀・日債銀事件は不良債権処理の方法が争点となったが、最高裁は「経営陣の裁量の範囲内で許される」などとして旧経営陣は無罪となったため、バイセル取引も「裁量の範囲内」とされるのではないかと検察は危惧した。
- ・ 東芝は今回の会計不祥事ですすでに課徴金73億円の処分を受けた。
- ・ 金融商品取引法では、有価証券報告書のうち投資家に伝えるべき「重要事項」で虚偽を記載した場合に罰せられるが、東芝の連結売上高は約6兆円に上り、2008年度以降の約7年で計約600億円とされる利益水増し額を重要事項と立証することは難しい。
- ・ 2010年に発覚した大阪地検特捜部の証拠改ざん事件の“後遺症”によって、立証の難しい事案の事件化に挑まなくなっている。

1(1)② 原価差額の調整及び③ 工事進行基準は、告発対象にも上っていないようである。

4. 刑事事件化の可能性

以下のように、東芝経営者の刑事責任を問うべきとの見解がある。

- ① 検察は市場規制の保護法益の重大性に思いを至らせ、健全な資本市場に必要な法運用に向けてカジを切る時期に来ている（『日本経済新聞』2016年10月29日朝刊）。
 - ② 証券取引等監視委員会が「起訴しろ」と一生懸命になっているのは逆で、検事がどんどん起訴する、「あなたはもう刑務所行きだよ」とやることによって、良い経営者が伸びていき、駄目な経営者が捕まるといふ、選別機能が果たされる（税務研究会 [2017], 久保利発言, 22-23頁）。
 - ③ 「検察も動かない。立件どころか、強制捜査すら入らない。ライブドアよりも巨額の利益を組織的に操作してきた明らかな不正を、検察は立件不要だと考えているのだろうか」（日経ビジネス [2017] 41頁）。
- そこで、刑事事件化の可能性を探ることにする。

(1) バイセル取引

- ① バイセル取引は買戻しを予定しているため、収益の計上はできない。したがって、未実現利益は消去すべきである。
- ② 東芝の有償支給価格が調達価格の4倍から8倍という取引は、公正な取引ではない。
- ③ 経営者の利益創出要請により押し込みをしたのであり、架空利益の計上を目的として行われた（東芝 [2015a] 48頁, 浜田 [2016] 364-370頁）。

(2) 長銀事件との違い

元特捜検事の弁護士・郷原信郎氏によれば、長銀事件との違いは、「長銀事件では、検察の捜査・起訴の段階で、粉飾決算について行政処分などの公的判断は出されておらず、『公正なる会計慣行』について十分な検討も行わないまま、検察だけで判断して起訴したことが無罪判決という失敗につながった。……東芝会計不正では、会計不正の事実について、東芝に対しても、会計監査人の新日本に対しても、課徴金納付命令が出され、違法評価が公的に確定している。検察が『公正なる会計慣行』について十分検討せず、会計処理を違法と決めつけてしまった長銀等の事件とは全く異なる」（郷原 [2016]）というものである。

(3) 虚偽記載の重要性

金融商品取引法第197条にいう「重要な事項」とは、「一般大衆の当該有価証券に投資するかどうかの判断に影響を及ぼすような事項をいう」（馬場 [1986] 269頁）とされるが、① パソコン事業のバイセル取引による利益の過大計上だけでなく、② 原価差額の不正な調整による過大な利益計上及び③ 工事進行基準の適用における工事原価総額の意図的な低い見積りも合計して虚偽記載の金額を判断する必要がある。東芝が水増しした利益は2,248億円である（東芝 [2015b]）。

(4) 故 意

パソコン事業では、歴代社長はバイセル取引によって見かけ上の利益が計上され得ることを認識しており、部品の押し込みにより利益の嵩上げされている事実を認識しながら、解消するよう指示することなく許容していた。中には、社長が「チャレンジ」と称して3日で120億円の営業利益の改善を強く求めたケースもある（東芝 [2015a] 51-52頁）。原価差額の調整

及び工事進行基準案件についても、経営トップらが意図的な見かけ上の当期利益の嵩上げの実行や費用・損失計上の先送りの実行またはその継続を認識したのに、中止ないし是正を指示しなかったものが認められる（東芝 [2015a] 28-30, 32, 35, 61-64頁）。

このように、1(1)①パソコン事業では、経営者の刑事罰に必要となる不正な会計処理における「故意」が認められる。「故意」については、②原価差額の調整及び③工事進行基準案件に関しても認められる。金商法197条は「故意犯処罰の規定であるから、届出書類を提出した者が届出書に重要な虚偽記載があることを認識していることが必要である。提出者が自ら虚偽記載を行ったことは必要とされない」（黒沼 [2011] 572頁）ため、経営者の故意の立証は可能であると思われる。ちなみに、ライブドア事件では、検察幹部の「トップが部下のやっていることを知らないとは言えないだろう」（東京新聞 [2006] 303頁）との発言が引用されている。

5. 刑事事件化のハードル

(1) 「起訴独占主義」と「起訴便宜主義」

刑事訴訟法が定める2つの原則は、「起訴独占主義」と「起訴便宜主義」であるとされる。「起訴独占主義」は、検察官のみが起訴の権限を有することであり、刑事訴訟法第247条「公訴は、検察官がこれを行う」との規定を指す。他方「起訴便宜主義」は、刑事訴訟法第248条の「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」との規定を指す。すなわち、刑事訴訟法では、国家機関である検察官が独自の裁量によって公訴を提起するのである（高橋 [2013] 4頁）。

(2) 課徴金の制度の導入

有価証券報告書の虚偽記載に対する課徴金の制度は、平成16年に当時の証券取引法の改正で導入されたものである。当該虚偽表示に対しては、以前より経営者の刑事罰の規定が置かれている。「刑事罰を置く目的は、刑事罰の威嚇によって違反行為を抑止することにある。わが国では、民事責任による威嚇よりも、刑事罰による威嚇の方に抑止効果がより強く期待されている」（近藤他 [2009] 56頁）にもかかわらず、課徴金の制度が導入された趣旨は、① 刑罰規定は構成要件が明確でなければならない、② 刑事罰を科すことは人権に対する強力な制約となることから、その性質上謙抑的に行われるため、違反行為の抑止効果に限界があるからである（近藤他 [2009] 52, 56頁）。刑事罰による違反行為の抑止効果に限界があるのは、金融商品取引法では故意犯を罰する規程しか置いていないことも理由である（近藤他 [2009] 56頁）。

このように刑事罰を科すことは従来から謙抑的に運用されていたのであるから、課徴金の制度が導入されたからには、一層謙抑的に運用されることは想像に難くない。

(3) 捜査や起訴における政治的判断

ライブドア事件では、過去の粉飾決算事件に比べ約50億円と粉飾が少ないため「出る杭を打つ」的な捜査との指摘があり、また、焦点のファンドの内容を徹底的に調べ上げた一方で、村上ファンド事件では日銀総裁をはじめ、政財界関係者の資金が多数入っていたことから、村上氏が容疑事実を認める代わりに、逮捕者を村上氏1人に絞り、かつファンドの中身については捜査しないとの司法判断がされたことから、両事件の間での不公平が指摘されている（東京新聞 [2006] 56, 414頁）。

郷原氏は、小沢一郎氏の資金管理団体の「陸山会」をめぐる事件で、半

年以内に国民に政権選択を問う総選挙が行われる時期に、野党第一党党首の公設秘書を党首の政治資金問題に関する違反事実での逮捕の政治に及ぼした影響の重大性を指摘している（郷原 [2009] 105頁）。郷原氏はまた、当該事件で「陸山会」の前会計担当者の石川知裕衆議院議員が2010年の通常国会の直前に逮捕されたことが過去の現職国会議員の逮捕に対する検察の姿勢と比較して異常であったと批判している（郷原 [2010] 27頁）。

オリンパス巨額粉飾決算事件については、「公判を傍聴していても、オリンパスやメインバンクの三井住友銀行というエスタブリッシュメントを庇おうとする特捜部が、補助役の野村證券OBに責任を押し付けている構図が明白だ」（田中 [2016] 251頁）と批判されている。

（4）経済事件を扱う検察官の能力

郷原氏によれば、ライブドア事件、村上ファンド事件、小沢一郎氏に関連する政治資金規正法違反事件に照らすと、本来、殺人、強盗、覚醒剤などの刑事事件の専門家である検事には、法目的と摘発対象行為との関係などについての社会的価値判断を適正に行う能力が備わっているとは限らない（郷原 [2010] 133-135頁¹⁾）。オリンパス粉飾決算事件の被告は、担当検事は証券取引法が2007年10月に金融商品取引法に名称変更されたことや、「有価証券報告書の虚偽記載」の公訴時効が延長されたことを知らなかったことを述べている（横尾 [2017] 379頁）。

1) もっとも、郷原氏は1998年3月期が対象となった長銀事件について「最高裁が指摘する改正前の決算経理基準においては、大手銀行18行中14行は改正前の決算経理基準によって段階的な償却・引当が行われていたのが実情だったが、このような銀行経理の実情は当時の検察の捜査ではまったく意識されていなかった」（郷原 [2009] 97-98頁、下線は筆者追加）と述べている。下線部の決算経理基準には償却・引当の具体的基準は定められていない。このことから、検察官にとって会計基準の体系は理解困難であることがうかがえる。

(5) 検察の捜査方法による国民の信頼の喪失

① 特捜検察の捜査での「ストーリーの単純化・固定化」

郷原氏によれば、特捜検察の捜査では、検察組織の構造上「ストーリーの単純化・固定化」²⁾の傾向が強く、真実と異なった筋書きに固執することになるため、捜査を継続して証拠を収集し、被疑者、参考人の供述から想定していたストーリーが事実と異なっていることが明らかになったとしても、当初のストーリーとは違う方向に変更することはできるだけ避けたいという心理が働くというのである（郷原 [2010] 136-137頁）。

田中 [2016] は、「(オリンパス巨額粉飾決算―筆者注) 事件では今も、指南役とされた野村證券 OB 5 人の公判が継続中だ。私はそのほとんどを傍聴し、被告らを直接取材して詳細な事実関係を訊いた。そこから浮かび上がってくるのは、巨額損失事件に加えて、ありもしない事実をでっちあげて恥じることのない、東京地検特捜部の独善的なシナリオ捜査だった」(65頁)と述べている。

② 不当な捜査方法

郷原氏の指摘に加えて、「ストーリーの単純化・固定化」のためだと考えられるが、以下の問題が生じている。

(a) 大坪 [2011] では、検察官による押収したフロッピーディスクの書き換えという証拠改ざんが述べられている (23-28頁)。

(b) 郷原 [2012] では、小沢一郎氏の元政策秘書であった石川知裕氏が検事の取調べの際に録音したことによって明らかになった供述内容と異なった供述調書が作成される経過と、そのような犯罪行為に対して検察最高組織による「担当検事の記憶違い」で済ませた不明朗な対応の内容が詳し

2) 郵便不正事件で、村木氏は「証拠よりもストーリー」と題して、「検察のストーリーは、当初、客観的事実とはまったく異なる前提で作られていました」(村木 [2013] 39頁)と述べている。

く書かれている（48-88, 162-182頁）。

(c) リクルート事件の江副氏は「特捜部とメディアの共演」（江副 [2009] 81-107頁）と題して、郵便不正事件では江川紹子氏が「“特捜神話”に毒されたマスメディア」と題して検察側のリークの実態について述べている（村木 [2013] 101-102頁）。リクルート事件では、田原 [2007] も「マスコミを通じた世論作り」（146頁）について述べている³⁾。

(d) 経済事件を扱う検察官の能力とも関係するが、検事の描くストーリーどおりの調書作成に協力、別の言い方をすれば、自白をしなければ保釈が許されない構造は周知の事実のようである（江副 [2009] 144頁, 村木

3) 長銀事件での関係者の以下の証言は、本文で引用した事情を裏付けている（更田他 [2011] 383-384頁）。

「弁護士：調書の内容として、あなたの主張が取り入れられた調書になっているかどうかという問題なんですよ。

証人：取り入れられていないということだと思います。

弁護士：あなたの主張が反映されているのか、反映されていないのか、正確に趣旨が出ているかということですが。

証人：相当激しい議論を戦わせましたが、結果においては、小さな字句の訂正でございませうとか、同じ個所が二度でてくるとか、そういうところにつきましましては御訂正をいただきましたが、あとにつきましましては、ほとんど取り入れられておりません。

弁護士：（それにもかかわらず一筆者注）どんな事情で署名したのかなあということなんですが。

証人：一昨年（2009年）の11月から6月末までの取調べでございまして、私自身、体重が10キロくらいやせておりました。……それから、マスコミ報道等で、とにかく諸悪の根源であるというような書き方で、各誌、一齐に報道されました。そして、個人の家でございまして、そこにマスコミ各社が車を止めまして、家を取り巻くように、毎日固めておったというようなこと等々でございまして、この時点では、残念ながら精神的にも肉体的には限界となつて、検察庁にやってくるのがようやくというような状況でございました。ですから、やむを得ず、致し方なくというか、印鑑を押したと、こういうことでございます。」

[2013] 48, 158-159頁, 横尾 [2017] 388頁, 田原 [2007] 142-146頁)。自白の内容が記録された調書は, 裁判官の判断において相当有力な証拠となる。

③ 国民の信頼の喪失

郷原氏は, ②(b)にかんがみて, 「今後, 政治家による犯罪, 経済犯罪の対象となる社会的な地位や権力を持つ人間に対して検察が捜査の刃を向けたとしても, 身内の犯罪に対する甘すぎる姿勢で『厳正さ』を捨ててしまった検察に対して十分な理解が得られないだろう」(郷原 [2012] 217頁)として, 検察が国民の信頼を失っていることを指摘している。

②(a)は, 2で新聞記事から引用したように, 検察が刑事事件化を躊躇する理由の1つになっているようである。

6. 証券取引法（金融商品取引法）と公認会計士法との整合性

(1) 証券取引法（金融商品取引法）と公認会計士法の趣旨

1948年に成立したものととして扱われている(田中・堀口 [1978] 5-7頁)証券取引法第1条で「直接意図されているものは投資者の保護にほかならない。その意味において, 証券取引法の形成要因は, 『投資者の保護』であるといってよい」(鈴木他 [1968] 28頁)とされる。1950年には, 証券取引法に財務書類に関する第193条及び財務書類の監査証明に関する第193条の2が加えられた(鈴木他 [1968] 21頁)。

また, 金融商品取引法第1条の実質的な最終目標の「投資者の保護」を達成するための直接的目的を達成する手段としての「企業内容等の開示の制度を整備する」は, 「有価証券の発行・流通に際して取引対象有価証券の真実価値に関する情報を市場に広く提供することによって市場の成立条件を確保しようとするものである」(日野 [2016] 8-9頁)とされる。

他方で, 1948年に成立した公認会計士法の趣旨は, 財務書類の真実性の確保, 企業経理の公正化を達成するために高度の専門的会計士が公正な第

三者として監査証明を行う慣習が確立されなければならないためであり、それは公正且つ円滑な株式取引市場の機構の確立と会社の営業状態殊に経理状態の確実なニュースの公開の実現のためである（大蔵省 [1948年] 13頁）。

このように、証券取引法（金融商品取引法）、公認会計士法ともその最終目的は投資者の保護であり、違反行為の抑止効果を高めるために、それぞれ違反者である経営者には刑事罰を科してその自由を束縛し、監査法人と公認会計士に対しては業務停止等の行政処分を科すことによって、両法の整合性が図れるのである。

(2) 公認会計士法上の財務書類の「虚偽」

公認会計士法成立当時の大蔵省の解説によれば、「業務停止処分の根拠条文に示される『虚偽』とは、当該財務書類を作成した者が不真実であると知りながら真実でないことを記載したことである」（大蔵省 [1948] 113頁、下線は筆者追加）とされる。

本解説は、金融庁担当官の解説書にも引き継がれている（羽藤 [2004] 219頁）。それらの解説に従えば、東芝の経営者が「故意」に虚偽記載を行ったことにならなければ、証券取引法（金融商品取引法）と公認会計士法との整合性がないことになる。

(3) 行政処分と刑事罰

羽藤 [2004] は、「財務書類の内容に虚偽又は不当のある場合、その作成の第一義責任は当該監査会社にある。しかし、公認会計士は、職業専門家として一般人に比べてより高度な専門的能力があることを前提としており、職業専門家として通常払うべき注意は払ったものの、その虚偽又は不当の発見ができなかったことが立証されない限り、過失があったとされる

こともやむを得ないと解される」（228頁）と述べている。

他方で、金商法の「刑罰規定は、違反者の行為に対し、違反者の自由を束縛し、その財産を奪うという強い制裁を加えるものである」（黒沼 [2011] 570頁）から、業務停止という行政処分は、公認会計士として事実上監査業務に復帰する道が途絶えたとしても、経営者が有罪となった場合とは「罰の重さ」には相当な開きがあるのは当然であるとの議論はあり得る。

7. 刑事事件化の容易な制度へ

東芝の不正会計について、「もっと会社法を充実してほしい。刑事法もしっかりやってもらわないと困りますね」（税務研究会 [2017] 23頁、久保利発言）との要望が出るところに刑事事件化の可能性の限界が表れている。そこで、独占禁止法における公正取引委員会と検察との関係をヒントに証券取引等監視委員会と検察との新しい枠組みを探ることにする。

(1) 独占禁止法における公正取引委員会と検察との関係

独占禁止法における公正取引委員会と検察との関係は以下のとおりである（山部 [2015] 564-566頁）。

- ・公正取引委員会は、犯則調査手続による調査によって犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない（第74条第1項）。
- ・公正取引委員会は、独禁法違反の犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない（第74条第2項）。
- ・どのような場合に告発を行うかについて、公正取引委員会は1990年に告発方針を公表し、その後の法改正に合わせて、順次改定を行っている。
- ・1991年に検察当局と公正取引委員会により告発問題協議会が設置されることとなった。実際の告発は、同協議会の開催を経て行われる。
- ・なお、起訴便宜主義（刑訴第248条）は公正取引委員会の告発がある場合

にも影響を受けない。しかし、告発を受けた事件について、不起訴処分にする場合には、検事総長は、遅滞なく、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(2) 証券取引等監視委員会と検察当局との新しい枠組み

独占禁止法における公正取引委員会と検察との関係のように、金融商品取引法においても証券取引等監視委員会と検察との間で「可能な限り悪質性・重大性に関する客観的基準を設定して、それに従って、告発が行われるようになることが、行政の実効性、信頼性を高めることになる」（郷原 [2010] 181頁）のであり、「告発を受けるかどうかについても、検察は、従来のように、個別の事件ごとに、担当検察官の個別的判断だけで決めるのではなく、組織として一定の判断の枠組みを持つこと」（郷原 [2010] 181頁）を検討する時期に来ているのではないだろうか。そのことが資本市場における企業のディスクロージャー及び公認会計士監査に対する信頼の向上を担保すると考える。

(3) 新しい枠組みの障害の可能性

(2)で提示した枠組みの構築には障害がある。

① 三条委員会と八条委員会

「三条委員会」とは、国家行政組織法第3条に基づく委員会であり、それ自体として国家意思を表示する権限を有し、省の外局として位置づけられている。内閣からの権限行使の独立性を必要とするというのが主たる設置理由である。公正取引委員会はその1つである（塩野 [2011] 67-68頁、藤田 [2005] 135頁、法令用語研究会 [2006] 567頁）。

それに対して「八条委員会」とは、国家行政組織法第8条に基づく委員会であり、3条機関（省、府）に、内部部局とは別に設けられる（藤田

[2005] 143頁)。証券取引等監視委員会はその1つである。

② 公正取引委員会

公取委は、内閣府設置法第49条第3項に基づき、第27条第1項により、内閣府の外局として設置されたものである（山部 [2015] 480頁、藤田 [2005] 140頁）。公取委は、内閣総理大臣の所轄に属し（独占禁止法第27条）、委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て、これを任命する（同法第29条第2項）。委員長及び委員は、独立して職権行使する（同法第28条）。

公取委は、内閣からの独立性が強く、その独立性について憲法（第65条「行政権は、内閣に属する」）違反の議論があったが、政府見解は憲法に違反するものではないとしている（塩野 [2011] 69-70, 72頁）。その独立性の強さゆえ、かつ法的枠組みとして告発の義務（同法74条第1項、第2項）により必然的に、検察庁（国家行政組織法第8条の3「特別の機関」と対等の関係が可能となるものと考えられる）。

③ 証券取引等監視委員会

証券監視委は、1995年の証券不祥事が契機となり、設置された。大蔵省証券局が「業行政」—「保育行政」「助成行政」を含む—と「市場行政」を一元的に管理したことから、後者に「執行の不足」が生じたため（齊藤 [1995] 317頁）、八条委員会として分離されたものである。

一般的に委員会が国家意思を表示する場合は機能的には三条委員会と同じであり、三条機関と八条機関の振分け基準が問題になるとの見解があるが（塩野 [2011] 81頁）、証券監視委には処分権限はなく、勧告に止まり、また検察官への告発の義務規定はないから、検察庁との対等の関係は難しいものと考えられる。

8. 展望——結びに代えて

会計不正について、公正取引委員会と同様に証券取引等監視委員会がま

ず告発のルールを作り、かつ検察当局と協議する機関を設け、一定の規準に従って告発し、検察当局の側でも不起訴の場合、その旨及びその理由を内閣総理大臣に報告する制度にならなければ、公認会計士・監査法人は行政処分を受ける一方で、経営者が刑事責任を問われない状況が続きそうである。つまり、会計不正問題が生じるたびに金融庁は公認会計士・監査法人に対する規制を強化し、公認会計士協会、監査法人側も「監査の信頼向上のために」屋上屋を重ねていくと思われる。

それでは、いつまでも会計不正に対して公認会計士・監査法人の責任だけが重くなるだけであり、監査を含む資本市場に対する社会の信頼は向上しないと考える。「公認会計士はもっと頑張らなければならない」では済まされないであろう。

金融庁は、まず、公認会計士・監査法人に対する規制を強化することに止まらず、不正会計の実行者である経営者の刑事責任追及を容易にする立法措置を働きかけるべきである。例えば、会社法の中に不正会計に対する罰則を設けることも一案かもしれない（税務研究会 [2017] 23頁、久保利発言）。金融庁はまた、証券監視委の地位と権限を強化すべきであろう。

付記：本稿は、日本会計研究学会第76回大会における自由論題報告内容に基づいて執筆したものである。

参考文献

- 上村達男 [2016], 「なぜ監査法人ばかり叩かれる…東芝問題の不条理とは」(2016年1月20日)。 <http://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20160119-OYT8T50101.html>. (2017年5月31日参照)
- 江副浩正 [2009], 『リクルート事件・江副浩正の真実』中央公論社。
- 大蔵省 [1948], 『公認会計士法逐条解説』。
- 大坪弘道 [2011], 『拘留百二十日 特捜部長はなぜ逮捕されたか』文藝春秋。
- 金融庁 [2015], 「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」(2015年12月22

- 日)。http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151222-4.html。(2017年 5 月31日参照)
- 金融庁 [2016], 『「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保のために—』(2016年 3 月 8 日)。http://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1/01.pdf。(2017年 5 月31日参照)
- 黒沼悦郎 [2011], 「第197条」神田秀樹・黒沼悦郎・松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール 4—不正取引規制・課徴金・罰則』商事法務, 569-575頁。
- 郷原信郎 [2009], 『検察の正義』筑摩書房。
- 郷原信郎 [2010], 『検察が危ない』KK ベストセラーズ。
- 郷原信郎 [2012], 『検察崩壊—失われた正義—』毎日新聞社。
- 郷原信郎 [2016], 「東芝粉飾決算刑事告発, 検察の消極論の誤謬」(2016年 8 月20日)。https://nobuogohara.com/2016/08/20/%e6%9d%b1%e8%8a%9d%e7%b2%89%e9%a3%be%e6%b1%ba%e7%ae%97%e5%88%91%e4%ba%8b%e5%91%8a%e7%99%ba%e3%80%81%e6%a4%9c%e5%af%9f%e3%81%ae%e6%b6%88%e6%a5%b5%e8%ab%96%e3%81%ae%e8%aa%a4%e8%ac%ac/.(2017年 5 月31日参照)
- 近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎 [2009], 『金融商品取引法入門』商事法務。
- 齊藤誠 [1995], 「証券取引等監視委員会・管見—行政法の視点から—」『筑波法政』第18号(その1), 303-324頁。
- 更田義彦・倉科直文・国廣正・坂井眞・五味祐子編 [2011], 『長銀最高裁無罪事件上巻』信山社。
- 塩野宏 [2011], 『行政法Ⅲ(第3版) 行政組織法』有斐閣。
- 鈴木竹雄・河本一郎・西原寛一 [1968], 『法律学全集53 証券取引法金融法』有斐閣。
- 税務研究会 [2017], 「座談会・後編: 第三者委員会報告書の社会的意義と今後の課題」『週刊経営財務』No. 3295, 16-23頁。
- 高橋省吾 [2013], 「第247条—第270条 前注」河上和雄・中山善房・古田佑紀・原田國男・河村博・渡辺咲子編著『大コンメンタール刑事訴訟法(第二版) 第5巻』青林書院, 3-29頁。
- 田中周記 [2016], 『会社はいつ道を踏み外すのか』新潮社。
- 田中誠二・堀口亘 [1978], 『コンメンタール証券取引法』勁草書房。
- 田原総一郎 [2007], 『正義の罫』小学館。
- 東京新聞 [2006], 『検証「国策逮捕」 経済検察はなぜ, いかにも堀江・村上を葬ったのか』光文社。
- 東芝 [2015a], 「第三者委員会調査報告書要約版」(2015年 7 月20日)。https://www.

- toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150720_1.pdf. (2017年5月31日参照)
- 東芝 [2015b], 「過年度の修正, 2014年度決算の概要及び第176期有価証券報告書の提出並びに再発防止策の骨子等についてのお知らせ」(2015年9月7日)。
https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20150907_1.pdf. (2017年8月16日参照)
- 日経ビジネス [2017], 「狭まる東芝包囲網 制御不能の経営陣」『日経ビジネス』2017年6月26日, 26-41頁。
- 羽藤秀雄 [2004], 『改正公認会計士法』同文館出版。
- 馬場義宣 [1986], 「証券取引法」伊藤栄樹・小野慶二・莊子邦雄編著『注釈特別刑法 第5巻I』立花書房, 第3章, 241-355頁。
- 浜田康 [2016], 『粉飾決算』日本経済新聞出版社。
- 日野正晴 [2016], 『詳解 金融商品取引法 (第4版)』中央経済社。
- 藤田宙靖 [2005], 『行政組織法』有斐閣。
- 法令用語研究会 [2006], 『有斐閣 法律用語辞典 (第3版)』有斐閣。
- 村木厚子 [2013], 『私は負けない—「郵便不正事件」はこうして作られた』中央公論新社。
- 山部俊文 [2015], 「刑事罰」金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著『独占禁止法 (第5版)』弘文堂, 第11章第4節, 561-575頁。
- 横尾宣政 [2017], 『野村証券第2事業法人部』講談社。